

傍聴要領

浦添市議員報酬等審議会

- 1 傍聴する場合の手続
 - (1) 会議の傍聴を希望する場合は、会議の予定時刻までに、会議会場受付で氏名及び住所又は所属機関名を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
 - (2) 受付開始時刻は、会議開催予定時刻の 30 分前からです。
 - (3) 会議の受付は、先着順で行い定員になり次第終了いたします。
 - (4) 今回の会議の傍聴定員は 5 名です。

- 2 会議の秩序の維持
 - (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。
 - (2) 傍聴希望者が 3 の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。
 - (3) 傍聴希望者が 3 の規定に違反するおそれがあると認められる場合は、傍聴を許可しないことがあります。

- 3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項
傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。
 - (1) 会議場での発言等に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
 - (2) 会議場において発言しないこと。
 - (3) みだりに席を離れないこと。
 - (4) 鉢巻、腕章、ゼッケン、たすき、旗、プラカード等を用いる等の示威的行為をしないこと。
 - (5) 携帯電話等は電源を切り、使用しないこと。
 - (6) 会議場において、撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。
 - (7) その他会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。